

第2回検討会ヒアリング資料（資料2）日盲連発第155号

平成29年3月16日

厚生労働省

視覚障害の認定基準に関する検討会

座長 中村 耕三 殿

社会福祉法人日本盲人会連合

会長 竹下 義樹

（公印省略）

視覚障害の認定基準に関する検討会に係る意見書

平素は視覚障害者の福祉の増進に対し、弛まざるご努力を頂き心より感謝申し上げます。

この度、厚生労働省に「視覚障害の認定基準に関する検討会」が設置され、平成29年1月23日に第1回検討会を開催し、「視覚障害認定基準の改定に関する取りまとめ報告書」（平成28年8月26日、公益財団法人日本眼科学会 視覚障害者との共生委員会、公益社団法人日本眼科医会 身体障害認定基準に関する委員会との合同委員会（以下、「合同委員会」という））の報告とともに、それに基づき、厚生労働省からの視覚障害の認定基準の改定案が提示され、議論が行われました。

身体障害者手帳（以下、「手帳」という）は、障害者が「社会参加」をするために欠かせないものであり、障害の等級によって享受できる内容には差があり、その認定基準は合理的なものでなければなりません。現行の認定基準では、日常生活に相当の制限を受けるにもかかわらず、制度の狭間に苦しみ、枠外に置かれた者が多数存在します。

本連合においては、現行の認定基準が「両眼の視力の和」となっていることに合理的理由がないことを指摘し、「良い方の眼の視力」とするとともに、これまでの認定基準の矛盾を是正解決すべき旨を要望してきました。

先般の第1回の検討会における事務局説明によると、法改正は行わずに、現行の視覚障害の認定基準の基本である身体

障害者福祉法別表（以下、「別表」という）はそのままにして、「視覚障害の障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則）」（以下、「等級表」という）を改定すべく、省令の改正で見直しを図るものとなっています。

そして、事務局から示された視力に関する改定案では「視力の和から良い方の眼の視力への変更」とされていますが、「別表」が改正されない限り、「両眼の視力の和」の問題は残したままとなります。

以上のことを踏まえ、下記について要望します。

記

1. 視力に関する意見と要望

（1）等級が下がることについて

合同委員会では、2級を「良い方の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの」とし、3級を「良い方の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの」としましたが、この等級に違いを持たせる医学的根拠があるのかが疑問です。

1～2級が重度障害者として社会的な配慮がなされている現状を鑑みれば、本案によって現行2級の障害者が3級になってしまうことに問題があります。

同様に、4級を「良い方の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの」としている点についても3級との差異はないこととなります。

これはいずれも現行の認定基準から視力 0.01 の引き算を実施したに過ぎません。

（2）重度障害者から外れることの不利益

等級表の改定案は、現行では視覚障害2級に該当する人が、視覚障害3級になるケースもあるなど、視覚障害者に不利益になる内容が盛り込まれています。例えば、身体障害の障害等級2級以上は、（1）で述べたように重度障害者の枠であり、障害者雇用促進法上の雇用率がダブルカウントされることから、雇用にも極めて大きな影響を及ぼします。さらに、各種福祉サービスを受けるに当たっても、重度障害者という枠に入るか否かでは、受けられるサービスの内容において大きな差が生じます。視覚障害者に不利益とならないことを強く要望するものです。

(3) 「良い方の視力が 0.2」について

今回の改正で、「良い方の視力 0.2」の人が救済され、手帳の恩恵が受けられることに強い期待を抱きました。しかし、改定案ではそうになっておらず、置き去りにされた感が否めません。

「良い方の視力 0.2」の人たちこそ手帳を有して、適切な視覚補助具（補装具、日常生活用具等）を得ることによって、就労に就きあるいは就労を継続でき、ひいては納税者となり得る人たちです。そのことを考えると、これらの人たちこそ、本来恩恵を受けられるようにすべきです。

2. 視野に関する意見と要望

視野に関する等級表では、視野障害は「両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの」「両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの」として表されています。合同委員会報告によるフローチャートには、視野検査では「中心 10 度以内に視野のない場合を含む」とありますが、これは中心暗点等と理解してよいのかがはっきりしません。つまり、同報告書 21 頁の「(4) 中心視野の消失」は、10 度以内の求心性視野狭窄の消失の意味であって、中心暗点がこれに該当するかについて正確には読み取れない記述となっています。この点について明らかにする必要があり、中心暗点という用語を用い、何をもって中心暗点とするかを明示した記載がされる必要があります。

中心暗点については、法改正がないならば、なおさら別表に定める「両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの（視野障害）」に該当するものとしてください。なぜなら、本来、今回の改定において、一番救いの手を差し伸べなくてはならない人達がここに存在するからです。

3. 国際基準に準拠したものに

障害者基本法の改正や障害者差別解消法を受けて障害者権利条約を批准した我が国としては、今こそ国際的にも通用する認定基準を確立すべきと考えます。

特に視力の認定基準に関しては「盲、極度のロービジョン、重度のロービジョン、中等度のロービジョン」という国際的

にも通用する国際障害分類とその基準に準拠することを要望します。そのことにより、等級表の視力に関しては、現行基準が維持され、国際基準にも合致し、前述のような不利益の問題も生じません。

ちなみに、「良い方の視力 0.2」は国際基準の概念であり、戦前には 0.3 未満という基準が我が国で採用していた基準でもあります（別紙参照）。ある意味で、明治時代の先人たちの国際感覚が見て取れます。

4. 現行制度の狭間にある視覚障害者の救済

今回の検討会において、現行制度の狭間にある視覚障害者の救済について積極的に検討するよう求めます。代表的なものとしては「2. 視野に関する意見と要望」で記載した中心暗点をもつ視覚障害者です。これが手帳に認定されることにより、職業訓練を受けることができ、その結果雇用に繋がり、その社会的・経済的効果は極めて大きいものがあります。

さらに、片眼の失明した者をはじめ、眩しさ、眼瞼下垂、眼瞼痙攣などの手帳には該当しない者については、今回の検討の対象外とされております。これらの障害等を有する者に対しても、可及的速やかに何らかの救済策を講じる必要があると考えます。

【別紙：参考資料】 戦前の視力に関する文献

1. 「学校検眼要領」

荘司秋次郎著 克誠堂書店 大正12年5月25日発行

序文：小川剣三郎先生

この本の付録4に徴兵と視力があり、陸軍士官候補生諸生徒その他陸軍志願者身体検査規則が125～127ページに記載されています。

視力で甲種、第1乙種、第2乙種、丙種がありますが、注目したいのは、丁種の箇所です。

ご存知のように丁種は戦前では廢人同様に見られてしまった方々です。

丁種の欄には、以下のようにあります。

- ①両眼の用を妨ぐる不治の眼筋麻痺
- ②「トラホーム」の発症の為視力障害を貽し良き方の視力0.3に満たざる者
- ③角膜翳にて両眼視力減じ良き方の視力0.3に満たざる者
- ④両眼近視にして矯正視力は良き方の視力0.3に満たざる者
- ⑤両眼乱視又は遠視にして良き方の視力0.3に満たざる者
- ⑥その他の眼病にして両眼の視力障害あるも良き方の視力0.3に満たざる者及び不治の夜盲
- ⑦一眼盲・両眼盲

となっています。

2. 「陸軍身体検査規則」

これは、軍医総監でもあった森林太郎や眼科では軍医石原忍先生がドイツの身体検査要領を参考にされたのではないかと考えられます。その当時の国際的な視力の基準・考え方が根底にあると思われれます。

(コメント) 「学校検眼要領」は、インターネットで検索すると、「国立国会図書館デジタルコレクション学校検眼要領」

にて全ページ見ることが可能です。視力障害の丁種に「良き方の視力 0.3 に満たざる者」の文言があることは注目に値します。良いほうの眼の視力基準で 0.3 に満たざる、つまり 0.2 の視力は、戦前でも日常生活でかなり不自由であると認めていたこととなります。